

文書質問答弁書

回 答 日：令和6年1月23日

担当部局：政策推進部

総務部

財政経営部

健康福祉部

シティプロモーション部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく伊藤嗣也議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問内容（要旨）

1. 来庁者の安全やプライバシー確保、職員の執務環境向上及び突発的な行政需要対応のために、市庁舎の執務空間を広げる必要がある。

【答弁】

市庁舎については、これまでも市町合併、保健所の設置や社会情勢の変化などにより、業務量が増加するなか、会議室を事務室とするなどして執務スペースを確保してきました。

また、公共施設適正化の観点から執務スペースの確保に向け、令和6年度は、総合会館8階の会議室等の貸館業務を廃止し、執務室等として利用することにも取り組んでいく予定です。

そして、市庁舎においては、現在、新型コロナワクチン接種事業や給付金事業などの執務室等として一時的に使用しているスペースがありますが、今後、それらの事業が終了する段階で、他の業務の執務室等への有効活用についても適宜検討していきたいと考えています。

今後も、その時々々の社会情勢の変化に対応するため、限られたスペースを有効に活用するよう努めてまいります。

2. 総合会館8階視聴覚室前のロビーを市庁舎として使用していることは、定員221人の中規模ホールの緊急時の来館者誘導等に支障がある。

【答弁】

総合会館8階視聴覚室前のロビーにつきましては、展示室という位置づけでございますが、現在、その一部を職員研修所の執務スペースとして使用しています。

これにつきましては、新型コロナワクチン接種事業の開始に伴い、当時の新型コロナウイルス感染症対策室の執務スペースを拡大するとともに、ワクチン接種に必要な物品

の保管場所を緊急的に確保する必要があったことから、令和3年6月14日より職員研修所を本庁11階から現在の場所に移転したものでした。あくまで新型コロナワクチンの接種という市民の皆さまの安全・安心のために速やかな対応が必要な事業の実施に伴う暫定的な措置です。

令和6年度からは新型コロナワクチンが定期接種化され、市が行うワクチン接種に係る事務が大幅に縮小することが見込まれる中で、職員研修所の執務スペースについても改めて検討してまいります。

なお、展示室につきましては、視聴覚室とは別に料金を設定して貸し出しております。したがって、視聴覚室前のロビーが使用できなくても貸館料金が変わらないのは以前と同様です。

3. 市庁舎北館3階・4階で行政文書を保管していることは、地価及び建物整備・維持費が高額な建物床の活用として非効率である。
4. 災害用備蓄薬を南海トラフ地震等での被災が予想される本町プラザ5階に保管していることは、災害時の薬の搬出等に支障がある。
5. 新図書館整備後に、行政文書や災害用備蓄薬は現図書館に保管場所を移し、市役所の執務空間拡大や市立四日市病院と連携した備蓄薬の適切・迅速な活用等を図るべきである。

【答弁】

(1) 行政文書について

庁舎北館3階・4階の公文書庫につきましては、現在、概ね50所属の公文書を保存しておりますが、令和5年度において12月末までの集計で870件の利用実績があり、頻繁に利用されている状況です。

議員からは、新図書館整備後に公文書の保管場所を現図書館に移してはどうかとのご提案をいただきましたが、現図書館を公文書の保管場所とした場合、本庁舎から離れた場所にあるため、各所属が文書の運搬や閲覧を行う際、その都度移動する時間を要することや、運搬の際に事故等による公文書の紛失・汚損の可能性が生じるなど課題があると考えられます。

このことから、さきにご紹介いたしました利用状況も踏まえ、公文書庫は本庁舎に近接する場所が適していると考えており、今後も北館3階・4階を使用してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(2) 災害用備蓄薬について

大規模災害が発生した場合の医療救護需要に迅速・的確に対応できるような医薬品等の備蓄・供給体制として、三重県が三重県医薬品卸売業協会及び一般社団法人三重県薬剤師会との間でそれぞれ、「災害時における医薬品等の調達に関する協定」を締結しています。これに基づき、四日市地区では災害拠点薬局として四日市薬剤師会が本町プラザ内に開設している「医薬分業推進支援センター」において、解熱鎮痛消炎剤や整腸剤

などの内科系慢性疾患用医薬品が備蓄されています。

なお、備蓄される医薬品の管理につきましては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、いわゆる「薬機法」で薬剤師が管理すること、また、保管場所につきましても、同法における施設基準を満たした施設内で保管することが定められています。

このようなことから、四日市薬剤師会の事務局がある本町プラザにおいて、「薬機法」の医薬品卸売販売業の許可を三重県から受けた「医薬分業推進支援センター」に常駐する薬剤師により備蓄薬の管理が行われています。

現在、「医薬分業推進支援センター」は、薬局からの医薬品の不足時に注文を受け販売する業を行っており、その際には備蓄医薬品と購入販売する医薬品との入替を行うなど、備蓄医薬品の使用期限が切れることなく、定数の確保に努めていただくなど、適切に管理されています。

しかしながら、議員のご指摘の本町プラザが被災するのではないかという懸念事項につきましては、本市としても認識しており、今後に向け、備蓄薬保管場所について、四日市薬剤師会と協議していきたいと考えております。

また、議員からは、新図書館整備後に災害用備蓄薬の保管場所を現図書館に移してはどうかのご提案をいただきましたが、新図書館整備後は、現図書館を取り壊すという方向性について、全員協議会等において、示しており、現図書館を備蓄薬の保管場所とすることについては、難しいものと考えています。

6. 現図書館は、図書保管に特化した構造で造られており、閉架書庫では高密度で図書を保管している。自動車文庫車両ターミナルも備えており、これと同等の設備を他の公共施設で整備することは非効率である。

【答弁】

10月2日の全員協議会でも説明させていただきましたように、現図書館で、閉架書庫や自動車文庫の拠点、低年齢の子どもと保護者を対象とする機能を継続して利用する場合には、これら以外の不要な部分を減築するとともに、残った部分については、駐車場に作り替えるなど、その費用に約2億4千万円かかることとなります。

仮に減築せず建物をそのまま使用する場合においても、外壁や、電気・空調設備等が更新時期を迎えており、約1億円の更新費用が必要になるとともに、空きスペースが大半を占めることから、無駄なスペースが多く公共施設を有効に利用することができないとともに、維持管理費も余計にかかってくることとなります。

また、20年後には建物本体の耐用年数を迎えることから、先に述べた3つの機能を確保した建物を整備するには約6億円が必要になってまいります。

こうしたことから、現図書館を除却し、低年齢の子どもと保護者を対象とした機能を新図書館で一元化し、自動車文庫の拠点と閉架書庫を別の市有地で新設する方が整備コストを低く抑えることができると考えております。

7. 100年以上前に建てられた鉄筋コンクリート造の建物は、本市のすわ公園交流館を始め、各地の公共施設や大学等で大切に使われている。カーボンニュートラルの観点からも、現図書館を70年以上使用すべきである。

【答弁】

本市では、公共施設の適正管理に取り組む中で、施設を安全かつ健全な状態で維持するための数値目標として、目標耐用年数を設定しております。

設定対象は文化財等の歴史的建築物等を除く公共施設であり、鉄筋コンクリート造の建物は70年としています。

70年という目標耐用年数は、鉄筋コンクリート造の建物における耐久性低下の主要因が、経年劣化に伴うコンクリートの中性化による鉄筋の腐食であることを踏まえ、構造体や部位、部材の機能が低下しないとされる標準的な期間や、本市の標準的な設計基準、立地条件等を勘案して設定したものです。

8. 現図書館の設計者は、本市出身の建築家：村田政真氏であり、村田氏は東京オリンピック駒沢競技場等を設計している。本市出身者の活躍を顕彰し、教育に活かすことは、子ども達の能力や郷土愛を高める上で必要である。

【答弁】

昨今の文化財を取り巻く環境として、過疎化や少子高齢化等を背景に、全国的に文化財の滅失や散逸等が喫緊の課題となっており、これを防止することを目的に2019年4月に文化財保護法が改正されました。本市では、改正法に則り、貴重な文化財を後世へ残していくことを目的に、市民の皆さんが文化財への関心を高め、価値を知り、まちづくりなどに活用を図るための「四日市市文化財保存活用地域計画」を策定したところです。

今後、この計画に基づき、文化財の所有者・管理者をはじめとする市民の皆様とともに文化財の保存と活用の歩みを着実に進めることによって、市民の皆様の本市に対する誇りの醸成に資するよう努めてまいりたいと考えております。

こうしたことから、先に述べましたように新図書館整備後には現図書館を除却する方向で進めてまいります。